

第1回審査会での指摘・追加意見と対応方針

NO.	項目	対応事項	第1回 審査会意見（審査会後の追加意見を含む）	事業者回答（対応方針）	資料番号
			内容		
1	環境アセスメントの考え方	複数ケースでの予測の実施	<p>・最大の影響を予測して大丈夫だと評価するのは間違いである。こういうものを作ると住民・関係者へ正しく説明して、最大限努力して環境負荷は、これだけだけとなることを示していくのが環境アセスメントである。</p> <p>・排ガスは、基準が決められていると言われたが、具体的にどのような施設・排ガス処理装置を整備するので基準を満足することとなると説明しないといけない。そうでないと、施設の計画は関係なしに、基準だけで予測すれば良いことになってしまう。</p> <p>・その場合、方式ごとに2通りの結果を出さないといけないのではないのか。あるいはストーカ炉でやって、流動床であればこれぐらいの差が出てくる可能性があるという示し方をしないといけないのではないのか。</p>	<p>審査会意見に配慮しつつ、評価書においては、以下に示す方針で、複数の計画条件での予測・掲載を行います。 （※詳細は、資料2-1参照）</p> <p><評価書における複数ケース予測の実施・掲載方針></p> <p>・処理方式およびメーカーの技術により前提条件の幅が考えられ、それにより予測結果の数値に一定の変化が生じるものについては、複数ケースの条件・予測を示す。</p> <p>・前提条件の幅は、処理方式による幅、および当該方式において考える幅の双方を勘案した全体の変動幅を考慮し、当該幅の最大・最小の条件を複数予測ケースとして設定することを基本とする。</p> <p>・但し、処理方式の違いによる変動幅が大きいと想定されるもの（焼却灰の内訳）については、処理方式による条件の幅を複数予測ケースとして設定する。</p>	資料2-1
			<p>・事業者として、こういう形で進めていくという方針で作成された準備書が送付されている状況である。できるだけ具体的な内容を示すように求めてきたが、結果として手続きが進んでいることから、この準備書をもとに出来る限りの審査をお願いせざるを得ない。</p>		
2	事業計画 予測条件全般	焼却方式の違い（ストーカー・流動床）による想定条件の比較・整理	<p>・準備書P2-12において、ストーカ炉か流動床の方式が変わってくると、処理フロー図や建物の形状、騒音の値も変わってくる可能性がある。</p> <p>・その場合、方式ごとに2通りの結果を出さないといけないのではないのか。あるいはストーカ炉でやって、流動床であればこれぐらいの差が出てくる可能性があるという示し方をしないといけないのではないのか。</p> <p>・おそらくストーカ炉を基本に情報が示されていると思うが、流動床になった場合にはどのように変わってくるのか、そういう点も勘案して情報を示してほしい。</p>	<p>本事業では、複数の処理方式（ストーカー式または流動床式）の可能性がありますが、「第2章 事業計画」について、準備書では主にストーカー式を念頭・例に概要を記載していました。しかし、NO.1回答に示すとおり、複数ケースでの予測を行うことにも留意し、評価書においては、処理方式ごとの処理フロー図を追加掲載するなどの修正を行います。 （資料2-2参照）</p>	資料2-2
			<p>・情報によっては資料が膨大になるという課題もあるため、評価書の中にどこまで記載するかは別の話となると思うが、2回目以降の審査会の中で、できれば具体的な内容をお示しいただくような形でお願いしたい。</p>	<p>メーカーヒアリングでの提案値を踏まえ、焼却方式の違い（ストーカー式または流動床式）等による条件・予測結果の変動については、下記の3種類が考えられます。</p> <p>① 違いが大きく予測結果が異なる可能性が高いもの： 排ガス量・温度、焼却灰の主灰・飛灰の割合）</p> <p>② 違いがあるものの予測結果にその差が殆ど生じないもの： 施設騒音</p> <p>③ 違いがほとんどないもの： それ以外</p>	
			<p><追加意見> 審査会で指摘された予測条件を明らかにすることに加えて、予測条件の不確かさの幅を示して欲しい。</p> <p>特に本事業では炉の形式が決まっていないので、ストーカー炉と流動床炉で、環境影響評価に関係する排ガス処理の方式とその性能、建屋の配置・形状、灰の量・性状、熱利用効率などの違いを明確にして欲しい。</p>	<p>上記の①または②に該当する項目については、想定される条件の違い・比較および変動幅等の情報を、審査会用説明資料として資料2-3に示します。 上記を踏まえ、「排ガス量が少ない場合の煙突排ガスの予測」および「焼却灰（主灰・飛灰）の量（内訳）」については、評価書において追加予測結果等を掲載します。 （※ 煙突排ガスの追加予測・評価結果等は、第3回審査会において報告できるように検討を進めます。）</p> <p>なお、2処理方式における焼却灰・飛灰等の内訳、発電容量等は次のとおりです。評価書において、当該概略の発電容量を記載します。 （次ページの資料2-4に合わせて掲載します。）</p>	資料2-3
<p><追加意見> 温室効果ガスの削減計算のもとになる焼却施設、バイオガス化施設の発電機の容量を示して欲しい。</p> <p>発電容量等の情報は、予測の前提となる基礎情報のため、評価書に記載すべきである。</p>	<p><焼却灰・飛灰等の内訳> 【ストーカ方式】 焼却灰 約2,100t/年、飛灰 約1,400t/年、計 約3,500t/年 【流動床方式】 不燃物 約700t/年、飛灰 2,800t/年、計 約3,500t/年</p> <p><発電容量等>（※処理方式による大きな差異はない） 【発電容量】 焼却施設 約 3,000 kW級 バイオガス化施設 約750 kW級 【エネルギー回収率】 約 18%以上</p>				

NO.	項目	対応事項	第1回 審査会意見（審査会後の追加意見を含む）	事業者回答（対応方針）	資料番号
			内容		
3	事業計画 大気質	排ガス処理方法、対策	<p><追加意見> 排ガスの公害防止基準を遵守するための具体的な排ガス処理や燃焼管理の方式を示して欲しい。脱硝設備等は必要に応じ設置（2-12頁）となっているが、設置しない場合、脱硝等はどのように行うのか説明して欲しい。</p> <p>また、悪臭でサーマルNOxについては脱硝設備において排ガス処理を行うと記載されているが（8-5-18頁）、脱硝設備を設置しない場合の環境保全措置を示して欲しい。</p>	<p>■排ガス処理・燃焼管理の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理：ろ過式集じん器にてダイオキシン類やばいじん等を除去し、有害ガス除去設備でHCl、SOx、NOxを除去、ダイオキシン類除去設備にてダイオキシン類や水銀を除去する計画です。 ・燃焼管理：自動燃焼制御装置により適切な燃焼制御及び制御用パラメータの最適な設定を行い、ごみを完全燃焼することによってNOx、ダイオキシン類等の低減を図ります。 <p>■脱硝設備を設置しない場合の脱硝方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下記の燃焼制御法と無触媒脱硝法を組み合わせるなどして脱硝を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ①燃焼制御法：焼却炉内で発生するサーマルNOxを焼却炉の燃焼管理によって抑制するものであり、主な方法に低酸素運転法や炉内水噴射法等があります。 ②無触媒脱硝法：ごみ焼却炉内の高温の排ガス中（800から900℃）にNH3やアンモニア水、尿素水等の還元剤を吹き込み、触媒を用いずにNOxをN2と水（H2O）に分解除去する方法であり、自己脱硝反応を積極的に利用したものです。 <p>■環境保全措置の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱硝設備を設置しない場合の対応の記載に留意し、大気質および悪臭に係る環境保全措置（排ガス処理）の記載を以下のとおり修正します。 <p><評価書での環境保全措置の修正案>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書8.1-128（表8.1-99） 最新の排ガス処理設備を採用するとともに、<u>適切な燃焼管理や薬剤噴霧等により</u>、排ガス中に含まれる大気汚染物質の排出抑制を行う。 ・準備書8.5-18（表8.5-11） 窒素酸化物（サーマルNOx）等に由来する臭気については、脱硝設備における排ガス処理<u>または適切な燃焼管理や薬剤噴霧等</u>を行う。 	—
4	事業計画 大気質	白煙防止対策	<p><追加意見> 施設整備計画（2-12頁～）に白煙防止に関する記述が見あたらない。どのように対応するのか示して欲しい。</p> <p>その内容は、重要な計画情報であるので、評価書の事業計画において記載されたい。</p>	<p>白煙防止装置の設置による白煙の発生防止は、エネルギー効率を最大化する観点から、本施設では行いません。</p> <p>環境省の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」においても、「白煙の発生によって航路障害等の支障が発生するような場合を除き、原則として白煙防止条件を設定せず、より高効率なエネルギー回収を推進するよう努めること。」とされています。</p> <p>なお、高効率無触媒脱硝を行う際には、還元剤の過剰噴霧が白煙発生の原因となることがあるため、還元剤の噴霧量に留意します。</p> <p>評価書においては、上記の概要を記載します。（資料2-4参照）</p>	資料2-4
5	大気	自動車排ガス：予測におけるパラメータ説明の補充	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車排ガス予測に係るブルーム式において、おそらく汚染物質ソースと思われるQ（汚染物質の排出量）がパラメータとして示されているが、その下にQtという記号が出てきて、Qが何かがわからない記載になっている。 ・Qtは時間別平均排出量なので、QtとQの間で何らかの関係があるのだろうと思うが、準備書からは読み取れない。 	<p>予測式におけるQ（点煙源の大気汚染物質の排出量：ml/s）は、Qt（時間別平均排出量：ml/m/s）に、各点煙源が代表する道路長（m）を乗じて算出・設定します。</p> <p>点煙源は、車道部の中央に、予測断面を中心に前後合わせて400mの区間に配置します。当該点煙源の間隔（＝各点煙源が代表する道路長）は、予測断面の前後20mの区間では2m間隔で、その両側それぞれ180mの区間では10m間隔で配置します。</p> <p>上記の、QとQtの関係、および点煙源の配置間隔について、資料2-5に示すとおり評価書において説明を追記します。</p>	資料2-5
6	大気	自動車排ガス：予測における排出係数設定説明の補充（必要に応じ）	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中と将来供用後は施工年次、予測対象年次が異なること、排出係数設定の説明が読み取りにくい。 	<p>自動車排出係数の設定については、より分かり易く説明するため、対象年次が将来に進むにつれて減少していく特徴があることなどの補足説明を追記するとともに、出典や算定式が明確になるよう、資料2-6に示すとおり評価書で追記・修正します。</p>	資料2-6

NO.	項目	対応事項	第1回 審査会意見（審査会後の追加意見を含む）	事業者回答（対応方針）	資料番号
			内容		
7	大気	煙突高さ80mでの短期濃度追加予測の実施、準備書第13章の説明補充検討	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突高さの設定について、配慮書での検討経過を踏まえて59mに設定したとされている。 ・長期平均濃度でやっても煙突高さで影響に差が出ないのはわかっており、短期予測の結果をもって説明してほしい。 	<p>ご意見を踏まえ、環境影響評価の直接的な対象である「焼却施設」を対象に、準備書で想定した排ガス条件および建屋形状等を考慮して、煙突高さ80mの場合の短期濃度の予測を追加実施しました。</p> <p>その結果、80m案に比べ59mでは排ガスの寄与濃度は高くなる傾向が見られるものの、いずれの項目も環境基準等に基づき設定した環境保全目標値は満足することが確認できたことを重視し、いずれの案も同等と評価しました。</p> <p>評価書（第13章）においては、本短期予測の結果を追加し、煙突高さの決定にあたり考慮したことを記載します。（資料2-7参照）</p> <p>※ なお、ダウンドラフトの予測については、NO.8記載の追加意見を踏まえ、風速・大気安定度等を再度見直し、予測・評価の見直しを行います。</p>	資料2-7
8	大気	ダウンウォッシュ・ダウンドラフトを区分して予測手法・条件等を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ダウンウォッシュ・ダウンドラフトの予測について、予測区分・手法や条件の記載が曖昧。 ・条件ケースの違いは、分けて書くべき。 	<p>ダウンウォッシュ時およびダウンドラフト時の予測については、評価書において、予測条件・予測結果等を区分してそれぞれ記載します。</p> <p>準備書では双方のケースで影響が大きいと予測されたダウンウォッシュ時の予測結果を掲載していましたが、評価書においては、ダウンドラフト時としての予測を追加掲載します。</p> <p><ダウンドラフト時の予測について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダウンドラフトの予測条件については、追加意見を踏まえ、風速・大気安定度等を再度見直し、予測・評価を実施します。 	-
	大気	ダウンドラフト予測に適用する気象条件	<p><追加意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダウンドラフト予測について、煙突外筒によるダウンウォッシュが発生する風速条件を適用して予測されているが、建屋によるダウンウォッシュは、それよりも低風速域でも発生する可能性がある。 ・建屋によるダウンドラフトが生じる風速条件について、知見はあるか？ ・ダウンドラフト予測については、適用する風速・安定度の条件を精査する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、建物ダウンドラフトが発生する風速条件については知見が不明なことから、ダウンウォッシュ時の予測に適用している風速（吐出風速の1/2：14.9m/s）よりも低い風速域の予測についても検討します。 <p>※ 当該再予測・評価結果等は、第3回審査会において報告できるように検討を進めます。</p>	
9	大気	ダウンドラフト予測における建物投影面積の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書P8.1-102において、建物ダウンドラフト予測で考慮するパラメーターA（建物等の風向方向の投影面積）についての情報が記載されていない。 	<p>投影面積については、評価書に記載します。</p> <p>なお、ダウンドラフトの予測条件については、NO.8記載の追加意見を踏まえ、風速・大気安定度等を再度見直し、予測・評価を実施します。</p>	
10	大気	焼却施設・バイオガス化施設・斎場に係る立面図、排気口位置等の情報の追加掲載検討	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオガス施設と斎場の排気口の位置関係がよくわからない。 ・斎場の排気口の位置もよくわからない。 ・建屋の形状情報もよくわからない。スライドのような図をつけてほしい。 	<p>予測で考慮した建屋形状（斎場含む）、斎場およびバイオガス化施設の排気口位置は資料8に示すとおりです。</p> <p>評価書では、「予測計算上の条件」として、斎場およびバイオガス化施設の排気口位置のほか、各施設の建屋形状を示す側面図を追加掲載します。（資料2-8参照）</p> <p>バイオガス化施設の煙上昇については、ご指摘のとおり評価書において補足説明を追記します。</p>	資料2-8
11	大気		<p><追加意見></p> <p>ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の有効煙突高（8.1-111頁）で、煙が上昇しない状況を考慮したとあり誤解を招くので、バイオガス化施設では排気口高さ3.5mから建物高さ30mまでの上昇を考慮したことを補足して欲しい。</p> <p>また、バイオガス化施設の排気筒と建屋の位置関係（水平、鉛直）を示して欲しい。</p>		

NO.	項目	対応事項	第1回 審査会意見（審査会後の追加意見を含む）	事業者回答（対応方針）	資料番号
			内容		
12	大気	資料編に掲載している焼却施設単独の予測結果（コンター図）を本編に移行することを検討	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス予測について、まずは直接のアセス対象である焼却施設とバイオガス施設の結果を示して、最後に齋場影響分を加算した結果を示すようにすべき。 ・焼却施設のみの影響に係るコンター等は、筋から行くと資料編ではなく、本編に載せるべきだと思う。 	<p>ご指摘をふまえ、評価書の本編には、本事業の対象施設（ごみ処理施設）である「焼却施設+バイオガス化施設」の予測結果・コンター図を掲載します。</p> <p>また、ご指摘をふまえ、本編には野外拡散実験結果を用いた補正ありの予測結果・コンター図を示します。</p> <p>なお、焼却施設、バイオガス化施設、齋場の各結果と3施設の合算結果、拡散実験補正なしの結果は、審査会後の追加意見を踏まえ、資料編に移動・掲載する方針です。</p> <p>想定する評価書での掲載構成（案）を資料2-9に示します。</p>	資料2-9
13	大気	コンター図の掲載構成等	<p><追加意見> 大気質の長期平均濃度の掲載について（審査会でのコメントを補足）。準備書本体のコンター図は、本事業の対象施設の焼却施設+バイオガス化施設の結果を示すとよい。騒音・振動の予測結果とも整合する。</p> <p>せっかくトレーサガス拡散実験を行ったのだから、補正ありの結果を示した方がよい。焼却施設、バイオガス化施設、齋場の各結果と3施設の合算結果、補正なしの結果は資料編に示すとよい。</p>	<p>※ 評価書・資料編における具体的な予測・評価結果等の掲載案は、第3回審査会において報告できるように検討を進めます。</p>	
14	大気	風速区分について	<p><追加意見> 静穏について。4-2頁の風配図では0.3m/s未満、8-1-24頁などの風配図では0.4m/s以下、8-1-51頁の異常年検定の表では0.4m/s以下、次頁の風配図では1.0m/s以下となっている。 これらの使い分けの理由を教えてください。</p>	<p>4-2頁については既存資料である「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業に係る生活環境影響調査検討書」（平成31年2月、湖北広域行政事務センター）の結果です。そのため、出典のとおり、4-2頁の風配図では静穏を0.3m/s未満としています。</p> <p>8-1-24頁などの風配図および8-1-51頁の異常年検定の表は、現地観測において、0.4m/s以下の風向を静穏としています。そのため、現地観測結果に合わせて、0.4m/s以下を静穏として整理・異常年検定を行っています。</p> <p>一方で、次頁の風配図は、予測条件として使用した気象条件を示しています。重機の稼働に伴う予測は「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に準拠し、「有風時（風速>1.0m/s）にはブルーム式」、「無風時（風速≤1.0m/s）にはパフ式」を用いています。そのため、同予測式に基づき、1.0m/s以下を静穏とした風配図を掲載しています。</p>	—
15	大気	Pasquill-Gifford図	<p><追加意見> 図8.1-34(8.1-99頁)のPasquill-Gifford図でE~Gを破線にした理由は？</p>	<p>夜間の大気安定度を破線で区別・表現していました。</p> <p>施設稼働による排ガスについては、焼却施設が24時間稼働であるため、あえて破線で区別する必要はないため、ご指摘を踏まえ、評価書では実線に修正します。</p>	—
16	大気	粉じん等に係る環境保全目標と環境保全措置について	<p><追加意見> 粉じん等の環境保全目標値の20t/km2/月は道路環境影響評価の技術手法をもとに設定したことは理解しているが、もともとスパイクタイヤ粉じんを対象とした大きな値である。 この値をクリアしたからといって環境影響が小さいとは言えないことを理解したうえで事業を進めて欲しい。(8.1-91頁)</p>	<p>ご指摘のとおり、現況調査で把握した粉じん等（降下ばいじん）の現況は、道路環境影響評価の技術手法をもとに設定した環境保全目標値に比して非常に低いレベルであり、もって、工事の実施による寄与濃度を加算した予測結果は当該環境保全目標値より相当程度低い値となっています。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、本事業の実施による付加が一定程度見込まれるところを踏まえ、以下に示す環境保全措置を実施し、影響の低減に留意して工事を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・散水の実施： 強風時や乾燥時等の砂じんの発生しやすい気象条件においては、必要に応じ、適宜散水を行う。 ・敷鉄板の設置： 敷地内の車両走行ルートや重機稼働箇所を中心に、可能な限り敷鉄板を設置する。 	—

NO.	項目	対応事項	第1回 審査会意見（審査会後の追加意見を含む）	事業者回答（対応方針）	資料番号
			内容		
17	騒音	施設稼働騒音：予測に係る壁部材、採用した等価損失・吸音率、考慮した開口部の情報等の整理	<ul style="list-style-type: none"> 施設稼働時の騒音予測における壁条件の想定・設定について、適用した透過損失や吸音率の詳細が読み取れない。 壁の透過損失、吸音率を掲載しているが、なぜそういう条件を適用したか、どの条件を適用したか読み取れるようにすべき。 壁条件がどうなっているのか、開口部はどの位置にどのぐらいで設定しているのかなどの情報も不明。 設計図の詳細まで掲載すると情報が膨大になるため、どこまで示すかという問題だと思う。 <p><追加意見> これも審査会での質問した内容ですが、施設の稼働時の騒音の予測根拠のうち、建物の形状(平面図はありますが立面図はありません)・部材等の設定条件が資料から読み取れません。当日資料2のスライド43のコンター図を見ると、ある程度細かな設定をした上でコンピュータを使って予測計算をされていると思われるのですが、それがどこにも記載されていません。図書にどこまで詳細に記載するかは検討すべき課題ですが、概略だけでも示しておかないと設定や予測結果の妥当性が検証できません。審査会向けの資料としてでも示して頂きたいと思います。</p>	<p>コンクリートは焼却施設工場棟および各施設の1階または地下階の内壁・外壁、ALC板は2階以上の内壁・外壁を基本として想定しています。また、ガラスウールは防音室設定の内壁、ガルバニウム鋼板は屋根、窓、シャッター・扉およびガラリについては外壁での使用を考慮しています。</p> <p>評価書では、上記の各部材の主な使用部分を記載します。</p> <p>また、予測計算では、建物の方向別の外壁割合と、建屋形状、設備機器配置を用いて計算しています。計算に用いた各部材の内・外壁の区分、1階か2階以上の区分、各設備の防音対策の有無、建物の方向別の外壁割合は、資料2-10に示します。</p> <p>なお、各部材の方向別外壁割合の詳細は、今後のメーカー選定に係る技術情報であることから、審査会委員限定の資料とさせていただきます。</p>	資料2-10
18	振動	道路沿道振動：基準値の訂正	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿道振動の基準値は昼間70デシベル、夜間65デシベルなのか？ 	道路沿道振動の基準値は、昼間65デシベル、夜間60デシベルが正しいため、評価書で記載を訂正させていただきます。	—
19	水質	工事中の水質保全対策の追加検討	<ul style="list-style-type: none"> 水質予測について、現地の土壌試料による厳しい土壌沈降試験の結果や調整池のサイズも考慮して、濁水の沈降・予測をした結果であることはわかった。 粘土が出てきたら、それをそのままダイレクトに調整池に入れないように、一時除去して乾燥させて廃土するなどの工夫がなされれば濁りを出さずに済むが、そのような対応がないなかで、影響はないと判断しづらい。 こういう影響が起り得るといことは書いていただいた方がよい。 <p>・工事中に車両が横転して油が流出して中に入ると大きな打撃を受けることもある。</p> <p>・水質の保全措置の中に、例えば水質事故に関する対策も考えていることが含まれるとよい。</p>	<p>濁水の影響は、現地における粘土分等の多い土壌試料による土壌沈降試験の結果をふまえ、調整池における水面積負荷による土粒子の沈降を考慮して予測しているため、一定の精度があると考えています。（第1回審査会で回答済み）</p> <p>しかし、評価書においては、ご意見いただきました濁水流出対策のための実行可能な措置として、準備書に掲載した環境保全措置に加えて、下記の措置を追加記載します。</p> <p>・ノッチタンク等の併用：掘削工事時にポンプアップした地下湧水は、可能な限りノッチタンク等に導水・泥土等を沈降させたくうえで、上澄み水を調整池に導水する。（資料2-11参照）</p> <p>本環境影響評価においては、万一の事故時の影響の観点での予測・評価は行っていないことから、万一の事故時の対応については、予測結果を踏まえた環境保全措置として記載しておりません。</p> <p>しかし、万一の事故時の対応についても評価書に明記し、適切な工事実施を図るため、準備書のP.2-27（環境配慮の方針）に、下記の配慮事項を追記します。（資料2-11参照）</p> <p>・万一、工事中の車両異常・事故等により油等の流出が生じた場合には、速やかな清掃・復旧等を行うとともに、必要に応じ、関係機関等と調整のうえ適切に対処する。</p>	資料2-11
20	水質 水生生物	事業実施区域からの排水経路を示す図面の誤り	<ul style="list-style-type: none"> 調整池からの排水経路について、準備書P8.6-11の排水経路と、スライドP.51の排水経路が違って見えるように見えるが、どちらが正しいのか。 準備書ではP8.6-11に示される経路で全体に記載されているように思われる。 	事業実施区域からの排水経路は、区域東側の南北方向に流れる水路となります。準備書P8.6-11に示す排水経路に誤りがあったため、 資料2-12 に示すとおり評価書で修正します。	資料2-12

NO.	項目	対応事項	第1回 審査会意見（審査会後の追加意見を含む）	事業者回答（対応方針）	資料番号
			内容		
21	水質	環境保全目標の設定等	<p><追加意見> 込田川合流後の地点の水質が予測され、雨天時のSS, 窒素、リンの濃度が環境保全目標値を超えています。これは安全志向の評価ともいえますが、現況調査の濃度変動幅も大きく、環境保全目標値が日間平均値を想定していることを踏まえると、雨天時の評価としては、わかりにくいともいえます。調整池から河川への越流水の水質予測値も示し、雨天時に関しては排水基準の許容限度、無降雨時は日間平均濃度と比較して良いのではないのでしょうか。</p>	<p>準備書では、雨天時の予測結果が環境保全目標値を超えているものの、現況と同程度であることを理由に影響は小さいと評価している部分があり、ご指摘のとおり、分かりにくい側面があると思われま。</p> <p>ご意見においては、水質汚濁防止法の基準値との比較についてご提案いただいておりますが、工事中の影響であるため直接の法令の対象外であり、環境保全目標に設定する根拠に乏しいと思われること、また、環境影響評価の観点では、周辺環境への影響の観点で公共用水域の地点を対象に予測・評価すべきと考えています。その中で、評価基準や評価結果を分かり易く示すべきということがご意見の主旨と捉えています。</p> <p>準備書では、雨天時の影響については、「現況との比較」をもって最終的な評価を行っています。</p> <p>そこで、上記の主旨を念頭におき、評価の考え方・基準を明確にするため、環境保全目標値を「現況を大きく変化させないこと」に修正します。</p>	—
22	動植物	予測の考え方、影響判断ルールに係る補足説明	<ul style="list-style-type: none"> ・予測結果の書き方について、「事例の引用または解析により定性的に予測した」と示されているが、根拠となる「事例の引用または解析」の内容が分からない。もう少し科学的な根拠をもった記載が必要ではないか。 ・例えば、何%がこれに当たるなどの情報は示せないのか。 ・少なくとも繁殖の確認された種がいくつかあるが、それらの種に関して、影響はないと言い切るのはいかがでしょうか。 ・予測結果が「B」（影響は小さい）の区分の種は、全て「A」（影響を受ける）に引き上げるべきではないか。 	<p>(1) 予測の見直しとルールの整理 対象事業実施区域内で繁殖を確認した種（繁殖の可能性がある種を含む）は、周辺地域での分布状況に関わらず、一定の影響が考えられるという整理に見直します。 その結果、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、コオイムシ、コガムシの5種は、影響を受けるとの予測結果に修正します。 予測結果区分（A～D）については分類のルールを整理し、資料2-13に示します。</p> <p>(2) 科学的根拠の提示 ・事例の引用： 営巣を確認した猛禽類に関し、各種の行動圏を文献から参照し、行動圏と対象事業実施区域の位置関係について説明を追記します。説明追記の文章案は、資料2-13に示します。 ・解析： できる限り定量的な予測の実施のため、対象事業実施区域内で繁殖を確認した種（繁殖の可能性がある種を含む）は、その種の繁殖環境の改変率を算出し、予測結果に追記します。改変率追記の文章案は、資料2-13に示します。</p> <p>(3) 環境保全措置の見直し ご意見を踏まえ、環境保全措置に以下の2つを追加します。 追加後の環境保全措置一覧表を、資料2-13に示します。</p> <p>① 個体の移殖の対象種は、ナゴヤダルマガエルだけではなく、予測の見直しにより、影響を受けるとの予測結果に修正した5種とします。また、その他にも移殖作業中に確認した水生生物は可能な限り移殖を行います。</p> <p>② 移殖後は、速やかに水域に土砂を搬入し、再移入を防ぐよう、工事工程・移殖工程を調整します。</p>	資料2-13
23	動植物	予測評価の見直しおよび環境保全対策の見直し案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内で、その種に対して何らかの影響があるものは、「影響がある」とすべき。 ・幼体や特に両生類などの移動能力が小さい種に関しては、繁殖が確認されたものについては影響はあると考えるのが妥当で、別途保全措置を実施すべき。少なくともレッドデータブックに掲載されている種、重要な種とリストアップされているものについては、そうした対応をされるべき。 ・できる限りの保全対策を、この段階で検討・実施すべき。 ・動物は移動するため、工事前にいくら移動しても、工事中に入ってくる可能性がある。できるだけ侵入してこないような対策をするとよい。 ・ナゴヤダルマガエルのみを移植することだが、現実には、一緒に見つかった生物は合わせて移植するとか、重要な種については、一緒に移植されてしかるべきと思う。保全措置の書き方を工夫していただきたい。 	<p>ご意見を踏まえ、眺望点から視認できる景観資源がない場合、景観資源の視認性に係る予測は「予測対象外」として、予測結果文章の説明等を修正します。 評価書での修正案は、資料2-14に示します。</p>	資料2-14
24	景観	予測結果文章における景観資源の扱いの言及の整理・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書においては「景観資源の視認性に变化はない」と書かれている。視認性に变化がない景観資源とは何か。 ・もともとないものに対して、ないと言われると、無意味な安心感を与えるような書き方となるのではないか。線引きをするか、景観資源に対しては評価対象外ということがわかるようにしていただいたほうがよい。 	<p>施設整備の発注は性能方式にて発注予定としているため、建屋の色、形、植栽の方法など、具体的な内容は現時点では未定です。 しかし、今後の施設整備計画の具体化においては、準備書に示した下記の環境保全対策を遵守し、詳細を検討していくことで考えています。</p> <p>① 建屋の配色等は、周辺環境との調和を図る。 ② 計画にあたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応をとる。</p>	—
25	景観	色彩について	<p><追加意見> 建築物の色彩（2-19頁）はフォトモンタージュで示した白に近い色と考えてよいか。</p>	<p>施設整備の発注は性能方式にて発注予定としているため、建屋の色、形、植栽の方法など、具体的な内容は現時点では未定です。 しかし、今後の施設整備計画の具体化においては、準備書に示した下記の環境保全対策を遵守し、詳細を検討していくことで考えています。</p> <p>① 建屋の配色等は、周辺環境との調和を図る。 ② 計画にあたっては、「長浜市景観まちづくり計画」に従った景観対応をとる。</p>	—

NO.	項目	対応事項	第1回 審査会意見（審査会後の追加意見を含む）	事業者回答（対応方針）	資料番号
			内容		
26	廃棄物	焼却灰（主灰・飛灰）：量・内訳の整理（ストーカー・流動床の別に）	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰・飛灰が3500tと示されているが、内訳が不明。 ・要約書P.5-13では焼却灰が約3500tと記載されており、飛灰は含まない量と捉えられてしまうため、修正したほうがよい。 	<p>ご意見を踏まえ、焼却灰・飛灰等の発生量は、2処理方式における焼却灰・飛灰等の内訳が分かるよう記載します。（資料2-15参照）</p> <p>2処理方式における焼却灰・飛灰等の内訳は、次のとおりです。</p> <p>【ストーカー方式】 焼却灰 約2,100t/年、飛灰 約1,400t/年、計 約3,500t/年</p> <p>【流動床方式】 不燃物 約700t/年、飛灰 2,800t/年、計 約3,500t/年</p>	資料2-15
27	廃棄物	建設副産物：種類ごとの廃棄物の量の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物について、廃棄物の種類ごとの量が示されていない。 ・準備書の表8.11-5に内訳が示されているが、この値を合計しても100%にならない。 	<p>温室効果ガスと同様に、建設副産物については、廃棄物の種類ごとの発生量を記載します。準備書の表8.11-5の廃棄物内訳には、建設混合廃棄物が抜けているため、温室効果ガスに示す廃棄物内訳が100%となるよう修正します。（資料2-15参照）</p>	
28	伝承文化	聞き取り調査の補充	<ul style="list-style-type: none"> ・伝承文化について、表8.14-14では「平成22年時は存続」と記載されている。その場合、情報が10年以上前のものということになる。 ・ヒアリング対象が自治会関係者2名のみということで、拾えるものが拾い切れていない可能性があるのではと思う。 	<p>伝承文化の現状について、既存資料の出典の編集者である「田根郷土史研究会」への追加ヒアリング調査を実施しました。当該ヒアリングの結果、下記の情報を得られました。当該調査結果については、「評価書」に追加いたします。</p> <p>＜追加ヒアリング結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出雲社のオコナイについては、文献の記載ミスと思われるので削除する必要がある。 ・綾木神社のオコナイについては、20年以上行われていないようである。 ・準備書に記載されている若一神社の例祭も含めて木尾地区の年中行事として6回の祭りがあるのでそれらは全て記載してほしい。 ・木尾南集落付近にある石清水八幡宮においても例祭がある。 	—
29	その他	環境保全目標の説明記載	<p>＜追加意見＞</p> <p>審査会でも指摘したが、環境保全目標値の設定根拠（考え方）を要約書等でも分かりやすく示すことが必要と思われる。例えば、当日資料2のスライド47の振動の環境保全目標値の設定根拠はおそらく振動規制法における道路交通振動の要請限度(第1種区域)だと考えられるが、これを脚注等に示しておくで第三者(一般市民)にとっても確認しやすい資料となるだろう。目標値の設定の根拠が分からないまま、数値の大小関係だけを説明されても理解は進まないであろう。</p>	<p>評価書作成においては、本編の「第11章 環境影響の総合的な評価」や要約書の「第5章 環境影響評価の結果の概要」においても、環境保全目標値の設定根拠を脚注等で示します。</p>	—
30	その他	事後調査	<p>＜追加意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査は実施しないとのことだが、予測の前提となる排ガス条件や、景観に係る色彩などは、実際にはどうなったかを、なんらかの方法で報告または住民等への説明が必要と思われる。 ・景観の色彩については、フォトモンタージュに示される白色になると誤認される可能性もある。アセス手続きとは別途、住民等に広報されていくなども、フォローアップの手段の1つとは思う。 ・事後調査の部分で、最終的な条件の確認・情報公開等について、なんらかの記載を検討できないか。 	<p>条例に基づく事後調査は実施しない計画ですが、別途、関係法令等に基づく排ガス濃度の測定を実施します。</p> <p>また、景観影響に係る色彩等については、今後の実施設計をふまえ、住民等への説明・情報公開に努めていきます。</p> <p>評価書（第10章 事後調査）においては、上記の環境影響評価手続きとは別途実施する環境監視調査（排ガス測定）の内容や、施設の形状・色彩等については、別途、地域住民等への情報公開に努めていくことを追記します。（資料2-16参照）</p>	資料2-16